平成２５年（フ）第３７３６号
大阪府吹田市川岸町１番12号
債務者　田中　恒夫
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８８４号
大阪市浪速区恵美須西２丁目８番18－５Ａ号
債務者　阪田　　豊
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８９８号
大阪府東大阪市長田中１丁目４番12―409号
債務者　土井　　寛
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９３８号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目３番13―204号
債務者　押方　美俊
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６４号
大阪市西区川口３丁目11番４号
債務者　小河　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９６８号
大阪府東大阪市森河内東２丁目11番24号
債務者　岩本　美加（旧姓井戸）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９９９号
大阪府豊中市岡町南１丁目５番48―101号
債務者　お好み屋こと　下永　厚世
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４００９号
大阪府豊中市庄内西町２丁目10番19号
債務者　菅原　美樹
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７８号
大阪市大正区南恩加島３丁目17番20号　シャトルタイヨー301号
債務者　木野　　功
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１８５号
大阪府池田市神田１丁目24番４号　ファミール中村Ｂ－２
債務者　阿部　陽子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２０５号
大阪市淀川区十三東１丁目10番19―206号
債務者　鈴木　浩子（旧姓稲木）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１０号
大阪市平野区加美北２丁目１番26―302号
債務者　中田　　司（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１９号
大阪府大東市野崎３丁目２番15号　野崎コーポラス303号
債務者　戸尻　松男
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２３８号
大阪府枚方市南中振１丁目15番15―303号
債務者　米　シゲミ（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４４号
大阪市港区波除４丁目７番11―1006号
債務者　野口　恭子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５４号
大阪市住之江区平林南２丁目12番64号　エソールビル402、前住所大阪市西成区南津守４丁目１番85号
債務者　阿部　順二
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３０１号
大阪市旭区生江１丁目９番３号　生江建設313
債務者　都築　幸夫
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３３２号
大阪市平野区西脇２丁目９番10号　ジョイフル和幸202号
債務者　橋本　真澄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部